

浄化槽処理装置とその管理についてお願い

浄化槽はトイレの水洗化に伴い戸建個々の汚水排水を処理する為、法律により規定された排水処理装置のことです。人口密集している都心部では共同下水処理装置で、それぞれの自治体が運営していますが、当別荘地の様な地域では個人の建物ごとに指定の仕様に基づく排水処理が義務付けられています。また、S. 60年に施行された浄化槽法により全ての浄化槽は公的機関による年1回の検査が義務付けされていますが、実態は建築確認申請或は整備促進により新設された合併浄化槽のみ検査補助金にて実施されている現状です。

国の指定による排水処理装置の変遷は次のようになっています。

指定時期	処理方式	特徴(判断基準)	処理能力
1. ~S.56	単独処理浄化槽腐敗タンク式	ブロアー不要、臭突要	BOD除去率65%、BOD濃度90mg/L
	管理事務所や初期の建売分譲の浄化槽で、昭和40年後半から出始めたものです。以前の汲み取り便所を水洗が使える浄化槽に置き換え、主に固形物の分離を目的として考案されたのであり、戸建の小型浄化槽の処理能力の管理はほとんどされていない状況です。		
2. ~S.56	単独処理浄化槽全ばっ気式	ブロアー、マンホール1箇所	BOD除去率65%、BOD濃度90mg/L
	浄化力が弱く泥のたまりが比較的早いいためこまめな清掃が必要です。		
3. S.56~H12	単独処理浄化槽分離ばっ気式	ブロアー、マンホール2箇所	BOD除去率65%、BOD濃度90mg/L
	現在は許可されていない浄化方式で、当別荘地に最も多く現存する浄化槽です。法的義務であっても実態は公的定期検査の対象としていないので、管理は所有者個々の責任に依存している現状です。		
4. H.13~現在	合併処理浄化槽嫌気3床接触ばっ気式	ブロアー、マンホール3箇所	BOD除去率90%、BOD濃度20mg/L
	新築時の建築確認申請での設置義務或は県・村の整備促進により新設されている浄化方式。山梨県浄化槽協会により年1回の定期検査が義務付けられ、検査費用1回約5000円の検査費用は鳴沢村負担で実施されています。		

* 単独処理浄化槽はみなし浄化槽と呼ばれ、トイレ汚水のみ排水を処理し、風呂・キッチン・洗面・洗濯等の雑排水は処理不要としています。合併処理浄化槽は汚水・雑排水を合流混合させ浄化処理する方式です。

* BODとは生物化学的酸素要求量のこと、有機物が分解する時に消費される酸素量のことです。

* マンホールの数量は浄化槽本体の数量であり、浸透枘のカバー・マンホールは浄化槽とは別に設置されています。

H60年～H12年は単独浄化槽と合併浄化槽の選択が認められていましたがH13年からは合併浄化槽のみ義務化されました。当別荘地は昭和40年代後半からの土地販売と建売販売及び個別住戸の建設時期に応じて、上表の浄化槽が混在しているようです。1.～3.の浄化槽については罰則規定は有りますが実際公的検査の対象としていない既存不適格(法律改正により違法となった設備の事で適法指導の対象)といった扱いで、管理は所有者個々の責任に依存している現状です。いずれの方式も処理水は地下に埋設されている浸透枘から地下水として排出されています。生活排水による環境汚染対策として、山梨県及び鳴沢村では既存の単独浄化槽を使用している方に対して合併浄化槽への入れ替え整備促進を行い地下水浄化対策を行っています。

別荘地からの地下水汚染の原因にならないよう管理事務所或は村指定の専門業者に相談しメンテナンスに勤めてください。

また、浄化槽の管理不良により隣近所に対する悪臭の原因となって迷惑をかけている状況が見られますのでご注意下さい。

日常メンテナンスとしては、臭突・マンホールの破損等の状況把握、来荘回数にもよりますが1～3年毎に専門業者による汲み取りと同時に槽内の洗淨消毒点検及び浸透枘の点検をお願いします。

以上